平成３０年（フ）第９１号
群馬県高崎市東貝沢町２丁目30番地３　レガーロ203号
債務者　黒田　尚人
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１０６号
群馬県高崎市緑町１丁目３番地９　スクエアサイド緑町201号、前住所群馬県高崎市宮沢町772番地
債務者　濵名　大輔
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第４５６号
埼玉県蓮田市大字井沼1122番地６
債務者　村上　富三
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４５７号
埼玉県蓮田市大字井沼1122番地６
債務者　村上ハルノ
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４８１号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－８－404
債務者　小髙　優子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５３５号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目34番７号　ヴィラ・もくせい103号
債務者　立石美那子（旧姓立花）
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２３３号
埼玉県草加市松原５丁目５番４号
債務者　笹本　喜雄
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２３１号
埼玉県ふじみ野市福岡１丁目２番８号　サンクレイドル上福岡501
債務者　珍田　暁子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２５５号
埼玉県川越市宮元町30番地51
債務者　大塩　文子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１３０号
岩手県紫波郡矢巾町大字北伝法寺第11地割15番地15
債務者　渋川　洋恵
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１０３号
茨城県土浦市霞ケ岡町28番10号　コリナ・グラータ102
債務者　野嶋まゆら
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第３１９号
京都市左京区田中西樋ノ口町４番地
債務者　平田　裕和
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３５８号
京都市山科区大宅打明町２番地　府営山科大宅団地５棟301
債務者　中邑　聡子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３７６号
北海道札幌市厚別区青葉町15丁目６番27号、申立時の住所京都市東山区清水４丁目170番地13　デ・リード清水坂301
債務者　多田千香子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３８４号
京都市中京区西ノ京南原町１番地　クラウンビル　315号
債務者　西村　　幸（旧姓南嵜）
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４２８号
京都市山科区西野様子見町１番地２　３棟408
債務者　泉　　輝治
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４２９号
京都市山科区西野様子見町１番地２　３棟408
債務者　泉　　丸子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係